

サンパレス指定短期入所生活介護事業所 運 営 規 程

制 定（平成26年 4月 1日）

社会福祉法人 共 生 会

サンパレス指定短期入所生活介護事業所運営規程 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

第1章 事業所の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生会が開設するサンパレス指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（以下「指定介護予防サービス基準」という。）を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 当事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 当事業所は、利用者の自立を支援し、生活の質が向上するよう入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の意欲を高めるよう適切な働きかけをすることにより、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。
- 3 当事業所は、利用者の人権擁護の保護を守る立場から、身体拘束を行わない介護を目指すものとする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員)

第3条 当事業所は、介護保険法に基づく、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス基準」に示された所定の職員を配置するものとする。ただし、法令に基づく場合は、兼務することができるものとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 医師（嘱託） | 1名 |
| (3) 生活相談員 | 1名以上 |
| (4) 介護職員 | 7名以上 |
| (5) 看護職員 | 2名以上（機能訓練指導員と兼務） |
| (6) 栄養士 | 1名以上 |
| (7) 機能訓練指導員 | 1名以上（看護職員と兼務） |

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第4条 職員は、事業所の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握及びその他の管理を行う。
- (2) 医師は、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員は、利用者及び家族等との相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員は、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (6) 栄養士は、食事の献立作成、栄養計算及び利用者に対する栄養指導を行う。
- (7) 機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むために必要な機能改善及びその減退を防止するための機能訓練を行う。

第3章 利用定員

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、20名とする。

第4章 利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用の額

(短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第6条 指定短期入所生活介護事業所・介護予防短期入所生活介護事業所の利用者について、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合に、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画の原案を作成し、それを利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

- 2 前項における利用者のサービス提供に関する記録書類を整備し、記録が完結した日から2年間保管するものとする。

(サービスの提供)

第7条 職員は、サービスの提供にあたり、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(身体拘束)

第8条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(入浴)

第9条 1週間に2回以上、入浴又は清しきを行う。ただし、利用者に傷病や伝染性疾患の疑いがあるなど、医師又は看護職員が入浴を適当でないと判断した場合は、これを行わないことができる。

(排せつ)

第10条 利用者の心身の状況に応じて、利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。

(離床、着替え、整容等)

第11条 利用者に対して、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。

(食事の提供及び栄養管理)

第12条 食事の提供は、利用者の栄養や身心の状況及び嗜好を考慮し、食事を適切な時間に提供するものとする。

2 利用者の生活習慣を尊重した個別の栄養ケア計画を作成するとともに、それに従った栄養管理体制を整備し、各利用者の栄養状態の定期的な記録及び評価を定期的に行うものとする。

3 あらかじめ、食事の取り置きとの連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定期間の取り置きをすることができるものとする。

4 あらかじめ、欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(送迎)

第13条 利用者の入所時及び退所時には、利用者の希望、状態により自宅まで送迎を行う。ただし、外出、外泊については、有料とする。

2 送迎の実施地域は、二戸地区管内（二戸市・一戸町・軽米町・九戸村）とする。

3 前項に定める実施地域外の場合は、その都度、相談に応じるものとする。

(相談及び援助)

第14条 職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の適宜の供与等)

第15条 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、レクリエーション行事を行うものとする。

2 利用者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行するものとする。

(機能訓練)

第16条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(口腔衛生の管理)

第 17 条 利用者の口腔の健康を保持し、自立した日常生活を送るために、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(健康保持)

第 18 条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて日常における健康保持のための適切な措置をとり、その記録を保持するものとする。

2 事業所において感染症又は食中毒の予防及びまん延防止（以下、「感染症予防等」という。）について、以下の措置をとるものとする。

(1) 感染症予防等の対策を検討する委員会を定期的（1月に1回程度）に開催するとともに、その結果を介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

(2) 感染症予防等の指針を整備する。

(3) 介護職員その他の職員に対し、感染症予防等の研修を定期的に行う。

(4) その他、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(緊急時の対応)

第 19 条 利用者は、身体の状態の急務な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

2 職員は、ナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 利用者が、あらかじめ、近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(利用料)

第 20 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部及び居住費及び食費の支払いを受けるものとする。ただし、利用者が利用料等の減免を受けている時は、その認定に基づく支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項に定めるもののほか、別表に掲げるその他費用の支払いを受けることができる。

3 事業所は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第 5 章 サンパレスの利用にあたっての留意事項

(日課の尊重)

第 21 条 利用者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外出)

第 22 条 利用者が、外出（短時間のものは除く）又は外泊する場合は、その都度、外

出先、外泊先、用件、帰着する予定日時などを施設長に届け出るものとする。

(面会)

第 23 条 利用者が外来者と面会しようとする時は、利用者又は外来者がその旨を施設長に届け出るものとする。施設長は、特に必要がある場合、面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(健康管理)

第 24 条 利用者は、自らの健康保持増進に留意するものとする。事業所で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診するものとする。

(衛生保持)

第 25 条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために、協力するものとする。

(感染予防)

第 26 条 利用者は、感染予防等に努めるものとする。

(利用に関する禁止行為)

第 27 条 利用者及びその家族その他関係者は、事業所の利用又はサービスの提供に関連して次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔などで他人に迷惑をかけること。
 - (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
 - (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (4) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (5) 故意又は無断で、事業所もしくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。
 - (6) 職員に対し、暴言、威嚇、脅迫、過度な要求その他社会通念上相当な範囲を超える言動を行い、職員の就業環境を害し、又は人格若しくは尊厳を侵害する行為をすること。
- 2 前項各号に該当する行為が認められた場合には、事業所は利用者及びその家族その他関係者に対し必要な指導を行い、改善が見られない場合には契約の見直しその他必要な措置を講ずることがある。

第 6 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第 28 条 当事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 消防法令に基づき、非常災害等に対し具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難の訓練を原則として年 2 回以上は実施するものとする。

3 利用者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

第7章 その他の運営についての重要事項

(利用資格)

第29条 当事業所の利用資格は、介護保険法に基づく短期入所生活介護の利用の資格があり、事業所の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用負担ができる者及びその他法令により利用できる者とする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第30条 当事業所の利用にあたっては、あらかじめ、利用者及び身元保証人に対し、当運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

(事業所及び設備)

第31条 事業所及び設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上、決定するものとする。

- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置くなど、占有してはならない。
- 3 事業所及び設備等の維持管理は、職員が行うものとする。

(衛生管理)

第32条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(協力医療機関等)

第33条 事業所は利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 2 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業所からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- 4 利用者の病状が急変した場合等において、事業所の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 5 事業所は、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するものとする。
- 6 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法

律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

(地域との連携)

第34条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 事業所はその運営に当たっては提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第35条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第36条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に年1回以上開催するとともにその結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第37条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉

事業所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第 38 条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 39 条 事業所は、全ての介護に従事する職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 年以内

(2) 継続研修 年 1 回

- 2 事業所は、適切な指定介護福祉事業所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等、必要な措置を講じるものとする。

（苦情処理）

第 40 条 利用者又は身元保証人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。その場合、すみやかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者又は身元保証人に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりとする。

（秘密の保持）

第 41 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報等を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

- 2 職員が退職した後においても守秘義務を負うものとする。

（損害賠償）

第 42 条 サービスの提供にともない、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、事業所は、利用者に対してその損害を賠償するものとする。

- 2 利用者が故意又は重大な過失により事業所及び職員もしくは他の利用者等に損害を与えた場合、その損害賠償を請求することができるものとする。

第8章 雑則

(補則)

第43条 この規程の施行上必要な細目については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成28年9月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成30年12月1日から施行する。
- 6 この規程は、令和3年8月1日から施行する。
- 7 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、令和8年4月1日から施行する。